

事 務 連 絡

平成 22 年 11 月 2 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

タイ産ナンキョウの検査命令の実施について

標記については、平成 22 年 10 月 18 日付け食安輸発 1018 第 2 号に基づき、登録検査機関の受託体制が整うまでの間は、クロルピリホスに係る自主検査を指導することとしていたところです。

今般、登録検査機関における受託体制が整ったことから、タイ産ナンキョウについては、クロルピリホスに係る検査命令を実施するようお願いします。

(参考) 平成 22 年 11 月 2 日現在の検査受託可能検査機関

財団法人 千葉県薬剤師会検査センター

財団法人 新日本検定協会

財団法人 日本冷凍食品検査協会

財団法人 新潟県環境衛生研究所

株式会社 エコプロ・リサーチ

社団法人 愛知県薬剤師会

株式会社 日本食品エコロジー研究所

財団法人 島根県環境保健公社